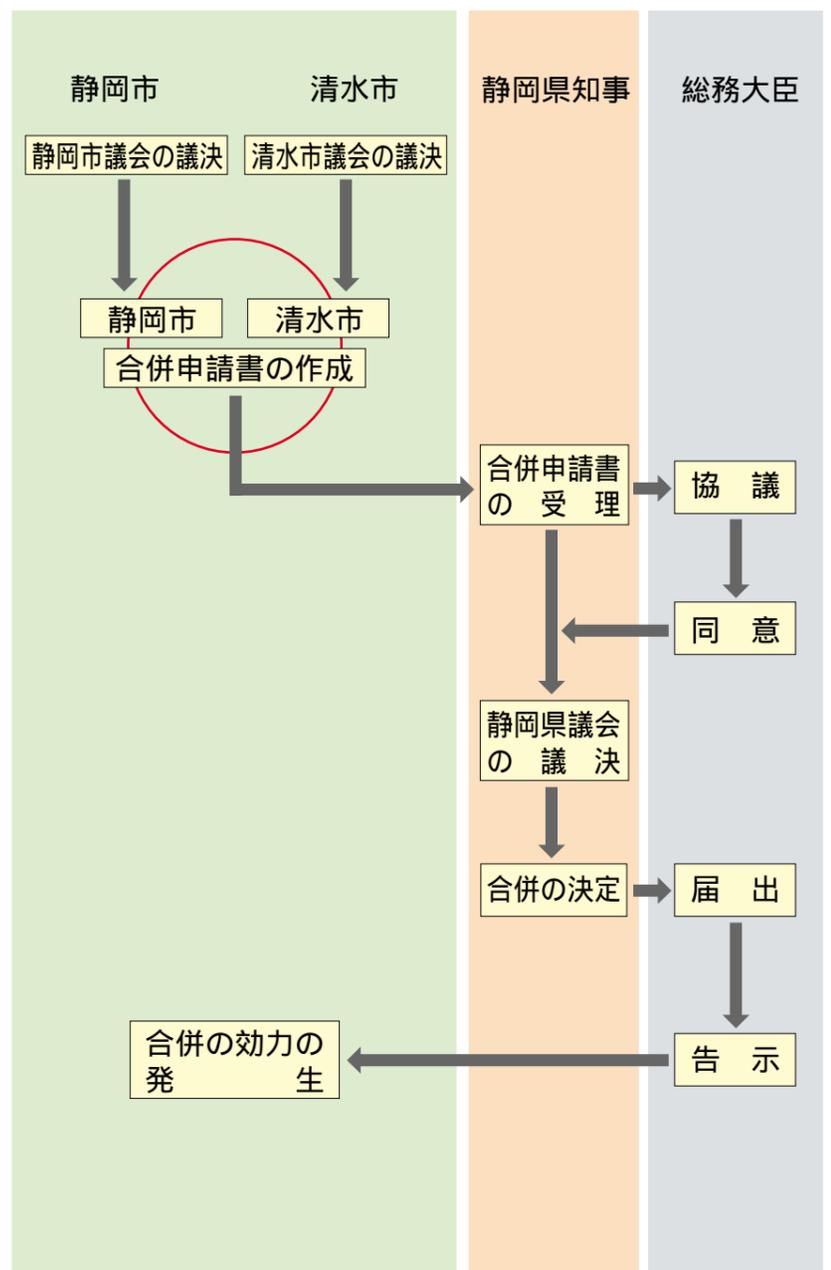


1 今後の流れ

静岡合併に向けた法定手続

合併協議会で、合併を「是」とする結論が得られた場合、静岡、清水両市は、直ちに、地方自治法第7条に規定されている合併の法定手続に着手します。合併の法定手続は、次のとおりです。



2 合併協議会の今後の協議

合併協議会では、市民の皆さんの意見を踏まえ、合併の是非を決定します

合併協議会では、現在実施している両市46地区に及ぶ地区説明会での市民の皆さんとの意見交換を踏まえ、平成14年2月20日開催の第26回合併協議会で、各会場で寄せられた市民の皆さんの意見を総括するための協議を行います。そして、平成14年3月20日の第27回合併協議会で、合併の是非の決定を行います。

